

計画策定の背景

【計画策定の趣旨】

平成 37(2025)年には「団塊の世代」が後期高齢者となり、介護・介助のニーズが大きく膨らむことが予想される一方、支える側である現役世代の人口減少や介護分野の担い手不足が見込まれています。

本市としては、「地域包括ケアシステム」の早期の構築をめざし、地域医療・介護連携の強化、総合的な認知症施策の推進、生活支援や介護予防事業の更なる充実等、中長期的な視点に立った計画として『つくばみらい市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画』を策定するものです。

【計画の役割と位置づけ】

老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにし、事業の目標等を設定することにより、積極的な推進を図るものです。

【他の計画との関係】

茨城県における総合的な高齢者福祉計画「いばらき高齢者プラン 21」、地域ケア体制の整備に関する構想などの計画と整合を図るとともに、本市の「つくばみらい市総合計画」などの関連する各計画と十分に整合を図りながら推進します。

【計画の期間】

平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度の 3 年間とします。ただし、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37(2025)年を見据えた中長期的な視点を持つものですが、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図るものとします。

【施設に関する事業について】

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」に関しては、第 7 期中に施設整備を検討し、サービスの一層の充実を図る予定です。

【国の動き】

介護保険制度改正のポイント

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進
  - 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
  - 2 医療・介護の連携の推進等
  - 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
- ・介護保険制度の持続可能性の確保
  - 4 2 割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を 3 割とする。
  - 5 介護納付金への総報酬割の導入

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

地域包括ケアシステムの深化・推進とは、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法案により、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的とするものです。

地域共生社会の実現に向けて

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、一億総活躍社会づくりが進められています。

国は、平成 28(2016)年 7 月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくことをめざしています。

計画の概要

基本理念

壮年期からの健康基盤の確立と高齢者の自分らしい生き方を支える地域づくり

施策の体系

基本目標 1 健康づくりと介護予防の推進

- (1) 壮年期からの生活習慣病予防の推進
  - ①各種健康診査
  - ②健康相談
  - ③健康教育
  - ④特定保健指導
- (2) 高齢期からの介護予防の推進
  - ①介護予防普及啓発
  - ②地域介護予防活動支援
  - ③地域リハビリテーション活動支援

基本目標 3 地域ケア体制の充実

- (1) 高齢者福祉事業の推進
  - ①各企業との見守り協定に関する取り組み
  - ②ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置
  - ③介護用品助成
  - ④理髪サービス
  - ⑤高齢者通院通所交通費助成
  - ⑥外出支援サービス事業（移送サービス）
  - ⑦デマンド乗合タクシー（市内限定運行）
  - ⑧移動スーパー等の買い物支援策に関する取り組み
  - ⑨有料在宅福祉サービス
  - ⑩配食サービス（社会福祉協議会）
  - ⑪会食サービス（社会福祉協議会）
  - ⑫おせち弁当配布（社会福祉協議会）
  - ⑬ふれあい定期便
  - ⑭お達者クラブ（社会福祉協議会）
  - ⑮ふれあいいいきサロン（社会福祉協議会）
- (2) 防犯・防災体制の強化
  - ①地域の防犯・防災組織の構築
  - ②災害時要援護者支援制度等に関する取り組み
  - ③救急医療情報キット
- (3) 住環境の整備
  - ①高齢者等の移動や利用に配慮したまちづくりの推進
- (4) 高齢者福祉関連施設等の活用
  - ①養護老人ホーム
  - ②軽費老人ホーム（ケアハウス）
  - ③生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）
  - ④老人福祉センター  
（つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘）

基本目標 2 生きがいくくりと社会参加の推進

- (1) 生きがいくくりの促進
  - ①老年クラブ
  - ②よつわ大学及び公民館講座
  - ③敬老事業
  - ④ブラチナ世代地域参加事業（社会福祉協議会）
- (2) 高齢者の就労支援
  - ①シルバー人材センター
  - ②情報提供の拡充

基本目標 4 高齢者の尊厳を保つ介護サービスの推進

- (1) 介護サービス体制の整備
  - ①介護サービスの安定供給
  - ②介護予防サービスの充実
- (2) 介護サービスの質的向上
  - ①ケアマネジャーの講習会の実施
  - ②事業所によるサービスの質の向上
  - ③苦情・相談受付体制の充実
- (3) 家族介護者に対する支援
  - ①介護保険制度の広報拡充
  - ②相談体制の充実
- (4) 連携体制の強化
  - ①地域包括支援センターの充実
  - ②地域包括支援体制の構築

【日常生活圏域の見直しについて】

第 6 期介護保険事業計画では、「豊・谷井田・三島地区」、「小張・板橋・東地区」、「谷原・小絹地区」、「十和・福岡・みらい平地区」の 4 つの圏域を設定していましたが、第 7 期介護保険事業計画においては、市全体を一体の日常生活圏域と設定します。

- ・従来の 4 つの日常生活圏域を基礎的単位として考え、その集合体として市全体を日常生活圏域とする考え方をとります。
- ・市内に整備されている施設を活かしながら、これまでの地域福祉活動との継続性を重視し、福祉や地域安全など安心の地域づくりに向けた活動の一層の充実を図ります。